



舞岡公園(戸塚区)

## 郊外の緑を残す / 横浜の原風景を守る取組

横浜市は昭和14(1939)年まで6回にわたり市域を拡張する中で、里山景観が残る農村地帯を市域に取り込んできました。しかし、昭和30年代以降の宅地開発で、その緑は急速に失われていきました。

こうした急激な緑の減少を食い止めるためには、従来の公園整備とは異なるアプローチが必要でした。そこで、市は昭和40年代、国の制度を活用するとともに市独自の緑地保全制度を創設し、郊外の緑の保全に着手しました。昭和44(1969)年に市南部の円海山周辺の緑地約100haを法に基づく「円海山近郊緑地特別保全地区」として保全します。

また、昭和46(1971)年には「緑地保存特別対策要綱」を制定し、緑地所有者と市の契約により一定期間緑地を保存する「緑地保存地区」と「市民の森」といった市独自の制度を創設します。所有者が土地を所有したまま保全を図るといったこれらの制度は、適用条件の厳しい法制度よ

り柔軟に運用でき、その後の市の緑地保全制度の基盤となっています。この取組は、山林所有者の大半が農家であったことを考えると、早くから農地と緑地を一体的に捉えてきた、緑政局ならではの成果といえます。

また、昭和56(1981)年に策定された「緑の保全と創造に関するマスタープラン」では重点的に保全すべきエリアとして「緑の七大拠点」という考え方が示されました。「緑の七大拠点」はその後、「緑の10大拠点」となり、現在も市の施策において重要な位置を占めています。

一方、農業や公園においても失われつつある郊外部の風景を残す取組が模索されました。昭和62(1987)年に開村した寺家ふるさと村や平成4(1992)年に開園した舞岡公園は、かつての横浜の原風景を保全・復元し、地域や市民が主体となって保全と活用に取り組むなど、新たな手法を確立しました。

### Column 07

#### 身近な生物多様性を守る取組

生物多様性という言葉は平成に入ってから使われるようになりましたが、横浜では以前から身近な自然に暮らす生き物に注目し、保全する取組が行われてきました。

昭和50年代には子ども自然公園でホタルなどを保全するための調査や管理が行われました。その後、市の環境科学研究所が身近な生物の生息環境づくりを「エコアップ」と概念化し、昭和61(1986)年には本牧市民公園トンボ池の整備が行われました。トンボという身近な生き物を指標に市民とともに環境を保全する取組は、その後の保全事業にも大きな影響を与えました。

平成に入ると舞岡公園の里山管理や市民の森での活動など市民による森づくりが活発化しました。多様な市民が携わるようになると、活動の目標を共有する必要が出てきます。そこで関係する市民や行政が調査や



豊富な生態系を象徴する猛禽類(ツミ)

議論を重ねて森の将来像を定める「保全管理計画」が策定されるようになりました。また、市の職員の研究による生物生息環境に配慮した管理手法をまとめた「小雀公園管理マニュアル(平成19(2007)年)なども作成されました。また、生物多様性地域戦略として平成23(2011)年には「生物多様性横浜行動計画」が、平成25(2013)年には生物多様性保全や利用者の安全など都市の樹林地保全に必要な技術をまとめた「横浜市民森づくりガイドライン」が策定されました。

こうした取組の積み重ねで、横浜は大都市でありながら身近に生き物を感じられるまちになりつつあります。横浜の生物多様性は、必ずしも珍しい種類ばかりではありませんが、横浜の風土が育んできたひとつの「歴史」であり、次世代に引き継いでいきたいもののひとつです。

### 近郊緑地特別保全地区

市南部の栄区と磯子区、金沢区にまたがる円海山周辺の緑地は、昭和14(1939)年の東京緑地計画で鎌倉景園地の一部に位置付けられるなど重要な緑地でした。そのため、そのうち約100haを昭和41(1966)年に施行された首都圏近郊緑地保全法に基づく、円海山近郊緑地特別保全地区として昭和44(1969)年に都市計画決定し、永続的に保全しました。その後、同地区を瀬上・水取沢の市民の森にも指定し、市民の憩いの場となっています。

以降、長らく近郊緑地特別保全地区の指定はありませんでしたが、平成22(2010)年に大丸山、平成24(2012)年に公田の2地区をそれぞれ近郊緑地特別保全地区として都市計画決定しました。



円海山近郊緑地特別保全地区

### 水と緑の基本計画と10大拠点

緑のマスタープランは平成9(1997)年の「緑の基本計画」を経て平成18(2006)年に「水と緑の基本計画」となり、公園や緑地・農地に加えて河川や下水といった水環境に関する計画も合わさりました。その他、流域単位で目標像を定めるなど、より総合的に都市の環境を捉えた施策展開が可能になりました。

また、水と緑の基本計画の実行計画である「横浜みどりアップ計画(計画期間: 26-30年度)(P27)」から、従来の「緑の七大拠点」に河川沿いの樹林地・農地が残る3地点が加えられ、「緑の10大拠点」となりました。

基本計画は平成28(2016)年に改定されました。



緑の10大拠点

### 市民の森と緑地保存地区

近郊緑地特別保全地区は担保性の高い制度でしたが、適用条件が厳しく利用が限定的であることから、土地所有者の事情や意向に柔軟に対応できる制度が求められていました。そこで昭和46(1971)年に、市独自の制度として「横浜市緑化対策事業基本要綱(その後の緑地保存特別対策要綱)」による「市民の森」と「緑地保存地区」を創設します。どちらも10年単位で土地所有者と保全契約を結び、固定資産税の減免等をする制度です。特に市民の森は大規模な緑地を対象にし、市民の憩いの場として散策路等を整備することで、保全された緑を多くの人が親しむことができます。両制度とも、制定から40年経った現在も市の緑地保全制度として運用されています。



市民の森第1号の飯島市民の森(栄区)

### 横浜ふるさと村

都市化が進む横浜にあっても、長く農業が営まれ、地域の文化や樹林地と一体になった農景観が継承されてきた地域があります。こうした地域の特性を継承し、地域を盛り立てながら広く市民にも親んでもらう制度として昭和58(1983)年にふるさと村がスタートしました。現在、青葉区の寺家(昭和62(1987)年開村)と戸塚区の舞岡(平成9(1997)年開村)の2か所が指定されています。

ふるさと村では案内所を中心に、樹林地での散策やみそ造りといった体験教室や、地域でとれる農産物や炭、地元産のハム等の加工品を購入できる直売所があるなど、それぞれの地域で、特徴のある豊かな資源を生かした取組がなされています。



寺家ふるさと村(青葉区)

### 緑のマスタープランと七大拠点

昭和56(1981)年に策定された「緑の保全と創造に関するマスタープラン(緑のマスタープラン)」は、市の緑の取組を総合的に取りまとめた最初の計画です。

プランでは、都市の歪みを矯正し、魅力的な都市像を確立するためには、緑の果たす役割が重要であるとし、「緑の保全」「公園の整備」「緑の創造」を中心に事業に取り組むこととしました。

特に、大規模な緑地が残る、奈良、三保・新治、川井・矢指、大池・今井・名瀬、舞岡・野庭、円海山、小柴・富岡・金沢の各地区を「緑の七大拠点」として重点取り組み地区に位置付けたことは、市のまちづくりに大きな影響を与えました。



七大拠点「川井・矢指地区」の森(旭区)

### 舞岡公園

平成4(1992)年に開園した、横浜の伝統的な谷戸(丘陵地にできた浅い谷地形)の景観が残る公園です。

当初は谷戸を埋めてテニスコート等の運動施設を設けた公園として計画されました。しかし、舞岡の水と緑に関心を持つ市民団体の活動などもあり、周辺の農地や山林と一体化した特性を生かし「少し前の時代の横浜の失われた郷土文化を残す」という形での見直しが行われました。

雑木林や谷戸に水田が広がる光景は、まさに横浜の郊外の原風景と言えるもので、市民団体とのパートナーシップで維持管理を行うなど、公園としてふるさとの景観を守る新しい手法を示したといえます。



舞岡公園(戸塚区)